平成28年度

朝倉市社会福祉協議会事業計画

社会福祉法人　朝倉市社会福祉協議会

平成２８年度　社会福祉法人朝倉市社会福祉協議会事業計画

基本方針

国の平成２８年度予算は、国民総生産の成長を目指した「経済財政運営と改革の基本方針２０１５」等に基づき、本格的な歳出改革の取り組みが行われるため、社会保障関係についても厳しい改革が進められることが予想されます。

今日の少子高齢化や核家族化、更には景気回復の兆しはあるものの、長引いた経済不況等の影響により、地域住民の生活実態は依然として厳しいものがあります。

こうした現状の中、社会福祉協議会は地域福祉の推進を使命とする福祉団体として、複雑多様化する生活課題の把握に努め、関係機関・団体と連携しながら「誰もが安心して暮らせる地域づくり」に尚一層の取り組みをしていきます。

① 高度化、多様化、複雑化する問題に対応できる環境づくりに努めます。
② 市民の地域福祉への参加や理解を深めていくため、地区社会福祉協議会との緊密な連携に努め地域福祉を推進します。
③ 地域に住む人が、「共に生き、支えあう」まちづくりを目指して平成２５年度に策定した「朝倉市地域福祉活動計画（継続版）」により地域福祉の推進に努めます。
④ 自主事業である介護保険事業は、関係法令に基づき適正な事業運営を図るとともに、健全な介護保険事業が運営できるよう、利用者の確保に努めます。
⑤ 行政からの受託事業は、引き続き積極的に取り組んでいきます。
⑥ 災害時におけるボランティアセンターの設置運営など、朝倉市と連携し、災害時における社協としての体制づくりに努めます。

１．法人組織・事務局機能の強化

理事会・評議員会及び委員会等の開催ほか、職員研修については、県社協・両筑地区社協主催等の研修に参加させ、職員の資質向上、及び技術向上に努め、地域住民から信頼される組織づくりに努めます。

また、多年にわたり地域福祉の増進に寄与された方、多額寄附者を表彰するなど、地域福祉全般の啓発に努めます。

２．地区社会福祉協議会との連携強化

市民が支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、一人ひとりが生きがいをもって、自立した生活ができるまちづくりをめざして、地区社会福祉協議会と連携・協働を図り、地域福祉の推進に努めます。

３．地域福祉活動計画の推進

地域福祉活動計画（継続版）を平成２５年度に策定し、平成２６年度から平成３０年度までの５年間を推進期間としています。地域福祉活動計画（継続版）の推進について、地区社会福祉協議会と連携を図りながら推進します。

４．機関紙「社協だより」の発行

「社協だより」を年６回（奇数月）発行し、本会の事業等について周知や啓発に努めるとともに、香典返し等のご寄付のお礼を「社協だより」に掲載いたします。また、ホームページも引き続き運用を行います。

５．共同募金配分金事業

共同募金の配分金を財源として、市民相互の助け合いの意識を高め、地域福祉活動の推進と助成に努めます。

６．福祉協力指定校事業

市内の小・中・高等学校の福祉教育の研究、実践を通じて児童及び生徒の健やかな成長を促し、思いやりのある福祉の心の育成を目指します。

また、この事業を継続することにより福祉協力指定校の実践が地域に反映できるよう支援します。

７．生活福祉資金等貸付事業

福岡県社会福祉協議会の窓口事業で、経済的、社会的基盤の不安定な低所得世帯等に対し、低利又は無利子で福祉資金の貸付を行い、福岡県社会福祉協議会及び民生委員との連携を強め、償還指導や生活援助を通じて世帯の安定と自立を支援します。

８．日常生活自立支援基幹的社協事業

両筑地区社会福祉協議会（朝倉市、小郡市、うきは市、大刀洗町、筑前町、東峰村）を対象として、日常生活自立支援事業の基幹社協としての事業を行います。

（相談　→　訪問調査　→　支援計画作成　→　契約　→　更新）

９．日常生活自立支援事業

社会福祉法に基づき、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人の権利を擁護することを目的として、地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行い支援します。

１０．総合相談事業

市民の日常生活上の悩みや心配ごとなどの相談に応じ、相談員による適切な助言と援助に努めます。

１１．地域生活支援事業

障がい者・障がい児が有する能力に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づき事業を推進します。

１２．ボランティア活動の支援

誰もがボランティア活動に参加できるまちづくりを推進するために、ボランティア活動に係る情報を提供するとともに、活動のきっかけづくりや相談・支援、情報提供などの事業を推進します。

また、市民の自主的参加を促進するため、ボランティア養成講座等を開催し、人材の発掘と育成に努めます。

１３．介護予防・日常生活支援総合事業

【介護予防・生活支援サービス事業】

① 介護予防訪問介護相当サービス

要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごせることができるように支援します。

【一般介護予防事業】

① 地域ミニデイ推進事業（ふれあい・いきいきサロン）

家に閉じこもりがちな高齢者等に対して、自治公民館などで「ふれあい・いきいきサロン」の開催を積極的に推進するとともに、レクリエーション、健康体操や趣味活動を支援し、介護予防に努めます。また、市内全域に「ふれあい・いきいきサロン」が設置できるよう随時説明会等を行い推進します。

② 通所型介護予防普及啓発事業（いきいき健康クラブ）

高齢者（65歳以上）の方を対象に、介護予防を中心とした生きがい対策の取り組みとして、健康体操や栄養改善及び口腔機能などを柱として、レクリエーションや季節の行事などを通じて、楽しみながら体と心を元気にし、いつまでも自宅で健康に生活ができるよう支援します。

③ 高齢者筋力トレーニング事業

高齢者（65歳以上）の方を対象に、トレーニング機器を使って運動療法士の指導のもと、運動機能の維持向上を目的に、3か月間（計24回）実施し、介護予防及び健康管理を支援します。

④ 健康づくりサポート教室

筋力トレーニング事業修了者の方を対象に、継続的にトレーニング機器を使った運動サポートを図り、運動機能の維持向上をめざします。

１４．Ｐ－ＵＰ教室事業

高校生以上64歳以下の方を対象に、トレーニング機器を使って体の維持向上、疾病予防等健康で快適な生活がおくれるよう支援します。

１５．介護保険事業

① 居宅介護支援事業

介護保険法に基づき、ケマネージャーによる居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービスや福祉サービスが総合かつ効率的に提供されるように配慮し、ケアプラン（支援計画）を作成します。

② 訪問介護事業

介護保険法に基づき、ホームヘルパーが自宅を訪問して、利用者が有する能力に応じて、可能な限り日常生活を営むことができるように支援します。

１６．障害者ホームヘルプ事業

障害者総合支援法に基づき、ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、洗濯、食事の調理及び掃除等の家事や生活に関する相談及び助言に関する支援をします。

［総務課総務係］

1. 法人組織・事務局機能の強化

◎ 法人運営機能の充実・強化

事　業　名	内　　容	開催回数等
評 議 員 会	法人の最高議決機関として、予算・決算の承認のほか、重要事項について審議決定を行う。	年5回（予定）
理　事　会	業務執行上の事項及び当面する課題について審議し、その企画立案を行う。	年6回（予定）
監　　事	運営管理、事業の執行状況及び財産の状況等について監査を行う。	年1回（予定）
三　役　会	業務上の近況報告及び当面する課題について検討する。	年7回（予定）
会長・局長 課長調整会議	会長・副会長連絡会議に付議すべき事案につい事前に調査及び事務事業調整について協議する。	週1回(月曜日)

◎ 委員会機能の充実・強化

事　業　名	内　　容	開催回数等
企画運営委員会	法人運営の方針、組織の充実及び財源の安定化等を検討する。また、地域福祉活動推進事業及び介護保険事業の充実・強化と本会が推進する事業の評価や見直しを検討する。	随時開催
広報委員会	全戸配布による社協情報紙「社協だより」の編集・発行	年12回（予定）

◎ 福祉表彰

事　業　名	内　　容	開催回数等
福祉表彰	多年にわたり地域福祉の増進に寄与された方や多額に寄附された方に対して表彰を行う。	年1回

◎ 役職員の研修会

事　業　名	内　　容	開催回数等
福岡県社会福祉大会への参加	県社協が主催する福岡県社会福祉大会に参加し、役職員の研鑽に努める。	年1回

◎ 役職員の研修会

理事研修	組織、運営のあり方や事業の取り組み等の課題解決のため研鑽に努める。	年1回(予定)
県社協主催及び両筑社協研修	県社協主催の職員研修及び両筑地区社協職員研修に参加し、職員の資質の向上に努める。	年15回(予定)
地区社協長研修	地域福祉活動を推進するために、先進地等の視察及び講演会等に参加し、地区社協長の研鑽に努める。	年2回(予定)

◎ 福祉情報の提供・啓発活動の推進事業

事　業　名	内　　容	発行回数等
社協だよりの発行	本会が実施している事業や地域福祉活動の取り組みについて、広く市民に理解を得るために、社協だよりを発行する。また、ふれあい・いきいきサロンの活動紹介・サロン情報提供も併せて掲載する。	年6回発行 (奇数月)
ふれあい・いきいきサロンだより	社協だよりに掲載する。	
ホームページの運営	ホームページを通じて、市民が円滑に福祉サービスを利用できるように最新の情報の提供に努める。	年　間

◎ 総合相談事業

相　談　内　容	内　　容	実施回数等
総合相談事業	地域のあらゆる困りごと相談に、人権擁護委員・行政相談員・民生委員を相談員として配置し、相談所を開設する。	本所・各支所 月2回

◎ 県社協受託事業

生活福祉資金貸付事業	低所得者等に対し、資金の貸付と民生委員等との連携により必要な援助指導を行い、経済的自立と生活支援を行う。	随　時

◎ 本会運営施設の管理

朝倉・杷木老人福祉センター管理	朝倉市の指定管理者として、高齢者の健康増進といきがいづくり場を提供するため、管理運営を行う。 (朝倉老人福祉センター、杷木老人福祉センター)	年　間

〔福祉課地域係〕

【補助事業】

◎地区社協会長研修

事業名称	目 的 ・ 内 容	実施時期
地区社協会長研修	毎年１回、地区社協会長による先進地視察を行う。	年１回

◎ふれあいのまちづくり事業

事業名称	目 的 ・ 内 容	実施時期
ボランティアに関する相談・援助、紹介、情報提供支援事業	ボランティアコーディネーターを配置して、ボランティア等に関する相談・援助、紹介、情報提供等を行う。	随 時
小地域ネットワーク活動事業	ネットワーク活動の基幹となる小地域ネットワーク「活動員」の育成をめざし、住みよい地域の福祉活動に助成を行う。	９ 月
ほのぼの配食・会食事業	14地区社協のネットワーク活動事業の一環として、一人暮らし等の高齢者世帯の見守り活動やコミュニテイ形成を目的として配食・会食事業に助成を行う。	９月・３ 月
福祉ボランティア団体支援事業	福祉を目的とした活動を行う福祉ボランティア団体に対し、活動助成を行う。	９ 月
布の絵本育成事業	布の絵本とおもちゃの制作・貸出・寄贈とボランティア育成を行う。	９ 月
住民福祉・ボランティアのつどい実施事業	福祉に関する理解と啓発を行うとともに、地域で活動する市内の福祉ボランティア団体の紹介及び新たなボランティアの人材発掘と育成を目的として朝倉市ボランティア連絡協議会と共催で講演やバザーを10月１日（土）に行う。	10月
心配ごと相談事業	地域のあらゆる困りごと相談に、人権擁護委員、行政相談員、民生委員・児童委員を配置して相談所を開設する。	毎月 ２ 回

◎【共同募金配分金事業】

事業名称	目 的 ・ 内 容	実施時期
ほのぼの配食・会食事業	14地区社協のネットワーク活動事業の一環として、一人暮らし等の高齢者世帯の見守り活動やコミュニテイ形成を目的として配食・会食事業に助成を行う。	９ 月 ・ 3月

事業名称	目 的 ・ 内 容	実施時期
ふれあい・いきいきサロン支援事業	在宅福祉サービスの向上として、地区社協を窓口に、ふれあい・いきいきサロンに助成を行う。	9 月 ・ 3月
老人クラブ連合会活動支援事業	朝倉市老人クラブ連合会に対して活動助成を行う。	9 月
障がい児・者ボランティアワーク支援事業	市内在住の学生やボランティアや福祉に関心のある方を対象にして障がい者スポーツ講習会等を行い、交流を行う。	6 月・11月
障がい児交流事業（クリスマス会）	市内在住の障がいのある子どもやその家族とボランティアの交流を目的として12月23日（天皇誕生日）に行う。	12 月
身体障害者福祉協会活動支援事業	朝倉市身体障害者福祉協会に対して、活動助成を行う。	9 月
知的障害者育成会活動支援事業	朝倉市知的障害者育成会に対して、活動助成を行う。	9 月
小・中学生ボランティアスクール事業	小・中学生を対象に地域に住んでいる障がい者の方が講師となり、交流と手話の学習を行う。（夏休み手話講座）	7月～8月
福祉協力指定校の支援事業	市内の小・中・高校の生徒を対象にして、福祉学習の助成並びに指導を行う。（福祉協力校連絡会の開催）	7 月
福祉教育教材（ともに生きる）配布	市内14小学校の小学5年生を対象として、福祉教育教材（ともに生きる）を配布する。	7 月
母子寡婦福祉会助成	朝倉市母子寡婦福祉会に対し、活動助成を行う。	9 月
福祉ボランティア育成事業	福祉ボランティア活動に関心のある市民を対象に、ボランティア入門講座、ボランティアスキルアップ研修、傾聴ボランティア講座などを開催し、ボランティアの育成を行う。	随時
朝倉市ボランティア連絡協議会支援事業	朝倉市ボランティア連絡協議会に対して、活動助成を行う。	9 月
社協だよりの発行（啓発事業）	年6回（5月・7月・9月・11月・1月・3月）に市内全戸に社協だよりを発行する。（共同募金及び法人運営事業）	年 6 回
住民福祉・ボランティアのつどい実施事業	福祉に関する理解と啓発を行うとともに、地域で活動する市内の福祉ボランティア団体の紹介及び新たなボランティアの人材発掘と育成を目的として朝倉市ボランティア連絡協議会と共催で講演やバザーを10月1日（土）に行う。	10 月

事業名称	目 的 ・ 内 容	実施時期
地区社協共催事業	14地区社協が行う地域の福祉向上を目的とする総合的活動や推進事業に助成を行う。	9 月
地区社協事務取扱助成事業	14地区社協が取り扱う本会の事業に対して、事務費の助成を行う。	9 月
福祉調査研究費	福祉に関する情報誌(福祉新聞・月刊福祉)の購入及びホームページの管理を行う。	随 時
福祉機器整備事業	福祉機器の修理や福祉体験学習に使用する器具などの整備を行う。	随 時
保護司会助成	朝倉市保護司会に対して、活動助成を行う。	9 月

【受託事業】

◎地域ミニデイ推進事業

事業名称	目 的 ・ 内 容	実施時期
ふれあい・いきいきサロン推進	ふれあい・いきいきサロンを実施していない地域を対象に、サロン開設に向けての説明会を行う。	随 時
ふれあい・いきいきサロン活動の推進	ふれあい・いきいきサロン活動がスムーズに運営できるようにサロンを訪問し活動の推進を行う。	随 時
ふれあい・いきいきサロン啓発	市内のふれあい・いきいきサロン活動の様子やレクリエーション講座の案内などを紹介し、サロン開設に向けての啓発を行う。また、サロン運営に役立つ情報提供を行う。(社協だより)	年 6 回
ふれあい・いきいきサロン運営に関する相談	健康体操の指導、遊具の貸出・外出 支援の連絡及び各種出前講座等の調整を行う。	随 時
ふれあい・いきいきサロン研修会	ふれあい・いきいきサロンでの活動に役立つ研修会を開催する。	年1回
ふれあい・いきいきサロン連絡会	ふれあい・いきいきサロンの代表者を対象にサロン運営に関する研修や説明会を開催する。	年 1 回
地区別ふれあい・いきいきサロン代表者連絡会	地区別にふれあい・いきいきサロン代表者会を開催し、意見交換や情報交換を行い、サロン活動の活性化につなげる。	年 1 回
ふれあい・いきいきサロン活動の把握と報告	ふれあい・いきいきサロンからの活動報告書による活動状況把握と市への実績を報告する。	毎 月

事業名称	目 的 ・ 内 容	実施時期
ふれあい・いきいきサロンサポート隊(さくら隊)研修	サロンサポート隊(さくら隊)の養成研修会の実施及び研修会開催を行う。	年 4 ～5回
ふれあい・いきいきサロンサポート隊(さくら隊)派遣調整	ふれあい・いきいきサロンから依頼を受け、サロンサポート隊(さくら隊)の派遣を調整する。	随 時

◎日常生活自立支援基幹的社協事業

事業名称	目 的 ・ 内 容	実施時期
日常生活自立支援基幹的社協事業	両筑地区社協(朝倉市、小郡市、うきは市、大刀洗町、筑前町、東峰村)を対象として、日常生活自立支援事業の基幹社協としての事業を行う。 (相談→訪問調査→支援計画作成→契約→更新)	随時

◎日常生活自立支援事業

事業名称	目 的 ・ 内 容	実施時期
日常生活自立支援事業	社会福祉法に基づき、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人の権利を擁護することを目的として、地域において自立した生活が送れるよう支援計画に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う。	随時

【窓口業務】

事業名称	目 的 ・ 内 容	実施時期
物品の貸出業務	自主援助・社会参加を進めるために地域福祉の推進や福祉ボランティア活動などを目的として、福祉機器(車イス)などの貸し出しを行う。	随 時

【自主事業】

事業名称	目 的 ・ 内 容	実施時期
地区社協連絡会	毎月 1 回開催する地区社協会長連絡会の運営を行う。	毎月1 回
地域福祉活動計画推進事業	地域福祉活動計画（継続版）に基づき、地区社協と連携を取りながら事業の推進を行う。	随 時
社会福祉士実習生受入	社会福祉士をめざす実習生の指導を行う。	随 時
福祉体験学習指導	市内の小・中学校の生徒を対象に、車イス・アイマスクなどの体験学習の指導、講師の斡旋を行う。	随 時
福岡県地域福祉活動職員連絡会	福岡県内の社会福祉協議会の地域福祉活動職員の定期的な連絡会への参加を行う。	随 時
両筑地区地域福祉活動連絡会	両筑地区社会福祉協議会の地域福祉活動職員の定期的な連絡会への参加を行う。	随 時
災害ボランティアセンター運営に向けて	災害時において、被災者が求める幅広い救護支援にボランティアが地域のニーズに応え、効果的に活動するための体制づくりを進める。	随 時

《福祉課生活支援係》

【受託事業】

◎地域生活支援事業

事業名称	目 的 ・ 内 容	実施時期
【奉仕員養成研修事業】		
(1)点訳奉仕員養成講座	視覚障がい者の情報支援のため、点訳の基礎と視覚障がい者の生活を学ぶ養成講座を実施する。	8月～9月(4回)
(2)朗読奉仕員養成講座	視覚障がい者の情報支援のため、朗読の基礎と視覚障がい者の生活を学ぶ養成講座を実施する。	1月(全3回)
(3)要約筆記奉仕員養成講座	聴覚障がい者の情報支援のため、要約筆記の基礎と視覚障がい者の生活を学ぶ養成講座を実施する。	1月(全13回)
【手話奉仕員養成研修事業】		
(1)手話奉仕員養成講座	聴覚障がい者と円滑なコミュニケーションを図るために手話奉仕員の養成講座を実施する。	5月～3月(全46回)
(2)手話通訳者養成講座 (通訳Ⅰ講座)	聴覚障がい者の社会生活上必要な場面で手話通訳を担う、手話通訳者の養成講座を実施する。	5月～2月(全35回)
【点字・声の広報等発行事業】		
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者のために、音訳により、広報「あさくら」・議会だより・社協だよりなどを定期的に障がい者に提供する。	市報(全24回) 議会だより(全4回) 社協だより(全6回)
【生活訓練等事業】		
(1)視覚障がい者生活訓練	視覚に障がいを持つ方を対象に社会全般の学習と社会資源の活用について学習や生活訓練及びパソコンによる表計算・文章作成、インターネット等の学習を実施する。	4月～3月 (全20回)
(2)聴覚障がい者コミュニケーション情報教室	聴覚に障がいを持つ方を対象に社会全般の学習と社会資源の活用について学習や生活訓練及びパソコンによる表計算・文章作成、インターネット等の学習を実施する。	5月～12月 (全11回)
(3)身体障がい者生活訓練	身体に障がいを持つ方を対象に社会全般の学習と社会資源の活用について学習や生活訓練及びパソコンによる表計算・文章作成、インターネット等の学習を実施する。	5月～2月 (全11回)

事業名称	目 的 ・ 内 容	実施時期
(4)知的障がい者生活教室	知的障がいを持つ方を対象に生活の基礎学習とレクリエーション等を通じて社会生活適応能力を身につける学習会及びふうせんバレーを実施する。	4月～3月 (全18回)
【自発的活動支援事業】		
自発的活動支援事業	障がい者及びその家族等の団体が行う障がい者の社会復帰に関する活動に対する情報提供等及び障がい者に対するボランティア活動の支援を行う事業を実施する。	随 時
【意思疎通支援事業】		
意思疎通支援事業	聴覚、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳、代筆、代読、音声訳等の方法により意思疎通を支援するために、手話通訳を行う者を公的機関に設置する事業。	随 時
【移送サービス事業】		
移送サービス事業	一般の交通手段を利用することが困難な身体障がい者に対し、移送サービス用自動車を運行する事業を実施する。	随 時

◎障がい者移動支援事業

事業名称	目 的 ・内 容	実施時期
障がい者移動支援事業	障がいがある方を対象とした外出の移動支援を行う。	随 時

◎筋力トレーニング事業

事業名称	目 的 ・ 内 容	実施時期
筋力トレーニング事業	高齢者(65 歳以上)の方を対象に、トレーニング機器を使ってインストラクターの指導のもとに運動機能の維持及び向上を図り、介護予防・健康推進を目的として実施する。	週 2 回開催 (火・金) 4半期を1クール

◎健康づくりサポート事業

事業名称	目 的 ・ 内 容	実施時期
健康づくりサポート事業	筋力トレーニング事業を修了された方を対象として、継続的にトレーニング機器を使ってインストラクターの指導のもとに運動機能の維持・向上を目的として実施する。	週 3 回開催 (火・木・金)

◎通所型介護予防普及啓発事業

事業名称	目 的 ・ 内 容	実施時期
通所型介護予防普及啓発事業 (いきいき健康クラブ)	高齢者の方を対象に、甘木地域は、卑弥呼ロマンの湯で、朝倉地域・杷木地域は、老人福祉センターで実施。介護予防を中心とした健康体操、栄養改善、口腔機能向上や各種教養講座などを実施する。	甘木 週 5 回 朝倉 週 3 回 杷木 週 2 回

◎外出支援サービス事業

事業名称	目 的 ・ 内 容	実施時期
外出支援サービス事業	通所型介護予防普及啓発事業(いきいき健康クラブ)に参加される方を対象とする送迎を実施する。	甘木 週 5 回 杷木 週 2 回

◎地域送迎事業

事業名称	目 的 ・ 内 容	実施時期
地域送迎事業	卑弥呼ロマンの湯を利用される方の送迎を実施する。	随 時

【自主事業】

事業名称	目 的 ・ 内 容	実施時期
P－UP教室 (筋力トレーニング事業)	一般の方を対象にトレーニング機器を使ってインストラクターの指導のもと、健康推進を目的として実施する。	週 4回開催 (月・火・木・金)

《福祉課介護係》

【受託事業】

◎指定介護予防支援事業

事業名称	目 的 ・内 容	実施時期
指定介護予防支援事業	要支援1・2の認定を受けた高齢者が、介護予防サービスを適切に利用できるように、介護予防サービス計画を作成し支援する。	随 時

◎高齢者生活管理指導員派遣事業

事業名称	目 的 ・ 内 容	実施時期
高齢者生活管理指導員派遣事業	身体上、精神上日常生活を営むことが困難となった高齢者を対象に、生活管理指導員が訪問し、日常生活及び家事に関する支援・指導を行う。	随 時

【自主事業】

◎居宅介護支援事業

事業名称	目 的 ・ 内 容	実施時期
居宅介護支援事業	介護保険法に基づき、ケアマネージャーによる介護保険利用者の居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが総合かつ効率的に提供されるように配慮し、ケアプラン(支援計画)作成を行う。	随 時

◎訪問介護事業

事業名称	目 的 ・ 内 容	実施時期
訪問介護事業	介護保険法に基づき、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援を行う。	随 時

◎訪問型サービス事業

事業名称	目 的 ・ 内 容	実施時期
訪問型サービス事業	介護保険法に基づき、要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごせることができるように支援を行う。	随 時

◎障がい者自立支援事業

事業名称	目 的 ・ 内 容	実施時期
居宅介護事業	障害者総合支援法に基づき、自宅を訪問し、入浴、排せつ及び食事の調理、介護、洗濯及び掃除等の家事や生活に関する相談及び助言に関する支援を行う。	随 時